

## お知らせ

次のとおり総合評価落札方式による要件付一般競争入札を執行します。

令和6年3月12日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

本件は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格および価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者(以下「評価対象入札者」という。)のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用対象工事である。

工事番号	道 災害 第1号
工事名	市道矢坂1号線 道路災害復旧(5災119号)工事
工事場所	添川字矢坂地内
工事概要	設計図書(金抜き設計書) 1ページのとおり
工事期限	令和6年3月31日 ※国からの繰越承認通知後に令和6年12月13日に変更する。
予定価格	50,360,000円(税抜き価格)
入札参加要件	次の1および2の要件を満たしていること 1 一般土木工事A級に格付けされていること 2 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること
上記工事に係る基本的な入札参加要件	(1) 前項の入札参加要件「一般土木工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、入札参加申込書の提出期限日に一般土木工事のA級に等級格付けされている者をいう。 (2) 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。
入札に参加する者に必要な資格	(1) 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者。 (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。 (5) お知らせ日から落札決定日までの間において、本市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。

	<p>(6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>(7) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>(8) その他工事ごとに定める要件を満たすこと。</p>
入札参加申込書の提出	<p>(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 15 日(金)15 時</p> <p>(2) 提出方法 FAX 又は持参による</p> <p>(3) 提出場所 秋田市役所本庁舎 4 階 契約課 FAX 番号 : 018-888-5437</p> <p>(4) 留意事項 申込書の右下余白に FAX 番号を記載すること。 3 月 18 日(月)15 時までに参加資格審査通知を当該番号宛に送信します。</p>
技術資料の提出	<p>(1) 提出期間 令和 6 年 3 月 19 日(火) 9 時から 令和 6 年 3 月 21 日(木) 16 時まで</p> <p>(2) 提出方法 持参による</p> <p>(3) 提出場所 秋田市役所本庁舎 4 階 契約課</p>
入札書の提出	<p>(1) 提出期間 令和 6 年 3 月 21 日(木) 9 時から 令和 6 年 3 月 22 日(金) 17 時まで</p> <p>(2) 提出方法 持参による</p> <p>(3) 提出場所 秋田市役所本庁舎 4 階 契約課 ※工事番号および工事名を表面に記載した封筒に入札書、工事費内訳書および見積内訳明細書を入れ、封緘すること。</p>
開札日時	令和 6 年 3 月 25 日(月) 9 時 30 分
入札保証金	免除
契約予定日	令和 6 年 3 月 29 日(金)
入札方法	<p>(1) 紙入札により執行する。</p> <p>(2) 秋田市財務規則、入札心得および入札参加にあたっての指導事項を遵守の上、入札に参加すること。</p> <p>(3) 本件は、低入札価格調査制度を採用している。</p> <p>(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

	(5) 入札執行回数は、1回を限度とする。 (6) 落札決定された業者には落札決定当日、電話連絡する。
契約条項を示す場所	秋田市役所本庁舎4階契約課
入札の無効	次のいずれかに該当した入札は無効とする。 (1) 公表した予定価格を超える金額の入札 (2) 秋田市要件付一般競争入札実施要綱第3条、入札心得、指導事項および当該お知らせで定めた事項に反した者の入札 (3) 入札書提出後、開札日において、秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱第5条第4項に規定する登録有効期間を経過し、登録業者でなくなった者の入札
注意事項	入札参加申込書の提出後に審査結果通知を送信するが、入札参加要件、基本的な入札参加要件、設計図書および仕様書等における技術者保有条件等の設定要件が満たされないときには、入札参加資格者および落札者として認められない場合がある。
提出書類	契約課ホームページ様式集からダウンロードすること。 ※見積内訳明細書のみ任意様式
設計図書の閲覧	<a href="https://www.city.akita.jp/city/fn/cn/tosyo_eturan/sekkertosyoitiran26.htm">https://www.city.akita.jp/city/fn/cn/tosyo_eturan/sekkertosyoitiran26.htm</a>
問合せ先	秋田市役所総務部契約課工事契約担当 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 電話 018-888-5438（直通）

## 2 総合評価に関する事項

(1) 秋田市総合評価落札方式実施要綱第5条に規定する評価方式および評価項目は、6頁から8頁まで記載の「総合評価に関する工事別発注概要書」(以下「発注概要書」という。)による。

(2) 総合評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と価格以外の評価項目に係る「技術等評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術等評価点}$$

(3) 価格評価点は、次式により算定する。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合には係数(0.5)を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行う。

ア 入札価格≥調査基準価格

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ 入札価格<調査基準価格

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= (100 - X) \times [(1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \\ &\quad 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格}] \end{aligned}$$

ウ アおよびイの式において、Xは技術等評価点の配点(圧縮補正後)

(4) 技術等評価点の配点、技術等評価点の計算式、技術等評価点に関する評価項目、およ

び基準配点は、発注概要書による。

#### (5) 技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）を提出期間内に、契約課へ提出するものとする。

なお、技術資料は、次により取り扱うものとする。

- ア 技術資料は、当該お知らせ文書に別途添付しているものを使用すること。
- イ 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- ウ 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- エ 技術資料の返却は行わないものとする。
- オ 技術資料のうち、施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

#### (6) 技術資料の審査

※簡易型の場合

- ア 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は当該評価対象入札者に説明を求めることができる。
- イ 評価対象入札者の技術資料の審査については、開札後に、入札価格に基づく価格点と評価対象入札者の自己評価に基づく技術等評価点（以下「自己評価点」という。）を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は当該評価対象入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術等評価点が自己評価点を下回る場合は、当該審査後の評価点とする。
- ウ 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同様の審査作業を繰り返すものとする。

#### (7) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が同点のため落札候補者が2者以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- イ 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補者を落札者として決定する。
  - (ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき。
  - (イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるとき。
- ウ イによって落札者が決定しなかった場合は、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2者以上である場合は、アの方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、イの確認等を行うものとする。

- エ 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- オ 契約担当者は、イにおいて落札候補者を落札者として決定しなかった場合は、理由を明らかにした結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- カ オの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して 10 日以内に、市長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。  
なお、落札候補者以外の評価対象入札者で落札者とならなかつた者についても、同様に書面により落札者として選定されなかつた理由の説明を求めることができる。

3 その他定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則、秋田市要件付一般競争入札実施要綱、秋田市総合評価落札方式実施要綱および秋田市総合評価落札方式ガイドラインの定めるところによる。

## 総合評価に関する工事別発注概要書

### ○総合評価に関する事項

(道災害第1号 市道矢坂1号線 道路災害復旧(5災119号)工事)

評価方式		簡易型			
評価点の配点	価格評価点の配点(A)	(総合評価合計) 100点 - (B) 17点		83点	
評価点の計算式	技術等評価点の配点(B)	実績等評価項目(工事成績評定等13項目)の配点(B1) ※基準配点(b1) 24点を15点に圧縮補正		15点	
		労働環境評価項目の配点(B2)		17点 (B1+B2+B3)	
		地元貢献評価項目の配点(B3)			
評価点の計算式	価格評価点の計算式	価格評価点(C) = (A) 83点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)			
	技術等評価点の計算式	技術等評価点(D) = 実績等評価分に係る獲得点数 × B1(15点) / b1(24点) + 地元貢献評価項目に係る獲得点数 b1: 実績等評価項目中、企業の信頼性・社会性に関する評価については、9点を6点に圧縮補正 (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)			
	総合評価点の計算式	総合評価点(P) = 価格評価点(C) + 技術等評価点(D)			

自己評価申請書の提出様式(必須)	「技術資料」(単独)の様式1-1
------------------	------------------

実績等評価項目(B1)		評価基準	
1	企業の同一工種における工事成績評定点	基準配点	工事成績評定の平均点が80点以上の場合 ..... 5.0点 工事成績評定の平均点が75点以上の場合 ..... 3.5点 工事成績評定の平均点が70点以上の場合 ..... 2.0点 工事成績評定の平均点が65点以上の場合 ..... 0.5点 工事成績評定の平均点が65点未満の場合 ..... -1.0点 工事成績評定の平均点が60点未満の場合 ..... -2.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-1)
		同一工種	一般土木工事
		該当年度	令和3年度および令和4年度の工事成績評定点とする
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-1
		基準配点	5点
2	企業の同一工種、同規模以上工事の施工実績	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-2)
		同一工種	一般土木工事
		該当年度	平成30年度から令和4年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額 40,000千円以上(税込)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-2
		基準配点	5点
3	配置予定技術者の同一工種、同規模以上工事の施工実績	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-3)
		同一工種	一般土木工事
		該当年度	平成30年度から令和4年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額 40,000千円以上(税込)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-3
		基準配点	1点
4	企業の品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証取得	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-4)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-4

実績等評価項目(B1)		評価基準	
5 企業の労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスマス)の認証取得	基準配点	ISO45001の認証取得 ..... 2点 COHSMS:コスマスの認証取得 ..... 2点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-5)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-4	
6 企業の災害時対応に係る社会的貢献の活動実績又は秋田市との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況	基準配点	災害時の活動実績 ..... 2点 災害発生時の復旧等活動に関する協定締結 ..... 1点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-1)	
	該当年度	災害時の活動実績については平成30年度から令和4年度までの5年間とする	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-5又は様式2-6	
7 秋田市消防団協力事業所の認定	基準配点	1点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-2)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	
8 企業の環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステム(エコアクション21)又はあきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得	基準配点	ISO14001の認証取得 ..... 1.0点 エコアクション21の認証取得 ..... 1.0点 あきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得 ..... 0.5点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-3)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-4	
9 障がい者の雇用状況	基準配点	1点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-4)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	
10 秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における企業の加点対象者認定	基準配点	1点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-5)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	
11 次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定又は秋田市元気な子どものまちづくり企業認定	基準配点	次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定 ..... 1.0点 秋田市元気な子どものまちづくり企業認定 ..... 0.5点	
	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-6)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	
	基準配点	保護観察対象者等を雇用 ..... 1.0点 協力雇用主として登録 ..... 0.5点	
12 保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-7)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	
	基準配点	1点	
13 エイジフレンドリーパートナー登録状況	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-8)	
	提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-6	

労働環境評価項目(B2)		評価基準	
1	労働環境評価台帳による作業報酬額を評価	基準配点	
		評価基準	
		提出様式	

地元貢献評価項目(B3)		評価基準	
1	下請負の発注先 ・ 土木工事等(発注先がすべて秋田市内に本社又は本店を有している者)  ・ 建築工事等(発注先がすべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	100%市内企業等に発注 ..... 1.0点 80%以上100%未満、市内企業等に発注 ..... 0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-1)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかつた場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率に応じて、次のとおり減点する
			・履行率が50%未満 ..... -5点
			・履行率が50%以上70%未満 ..... -3点
			・履行率が70%以上80%未満 ..... -1点
			・履行率が80%以上 ..... 減点なし
2	資機材の調達先(すべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	100%市内企業等に発注 ..... 1.0点 80%以上100%未満、市内企業等に発注 ..... 0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-2)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかつた場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率に応じて、次のとおり減点する
			・履行率が50%未満 ..... -5点
			・履行率が50%以上70%未満 ..... -3点
			・履行率が70%以上80%未満 ..... -1点
			・履行率が80%以上 ..... 減点なし